

次回の街頭宣伝活動。2月17日(火)12時~13時・平和ビル前。

今回は2月17日(火)12時から13時、平和ビル前です。チラシ配布はだれにもできる活動。一人でも多くの県民にお渡しし、九条を守る力を高めましょう。

1月20日(火)の街宣の報告。12名が参加。極寒の中、通行人にチラシを手渡しました。配布枚数は400枚でした。参加された皆さん、ご苦労様でした。

(これからの企画) ふるかわ地区教職員九条の会(仮称)が生まれます。

2月7日(土)に結成の予定です。

ふるかわ地区の教職員(現職と元職が一緒)が新しく九条の会を結成する予定です。古川地区には「ふるかわ九条の会」「大崎健康福祉友の会九条の会」「古川民主病院九条の会」などがありますが、大きな拠点となる会の誕生です。

日時 2015年2月7日(土)10時~12時結成総会

会場 古川保健福祉プラザ(通称Fプラザ)

次第 ①講演「九条を巡る情勢と九条の会のこれからの課題」

講師板垣乙未生先生(みやぎ憲法九条の会事務局長・東北大学名誉教授)

②会の結成について話し合い

責任者 斎藤重美さん 電話 090-2020-2008

(これからの企画) ドキュメンタリー映画

「はての島のまつりごと」(沖縄の離島・与那国島の今)

沖縄の離島、与那国島。独特の環境の中、独自の文化が色濃く残り、神の存在を近くに感じることが出来る島、与那国島。人口1500人の島に突然浮上した自衛隊基地誘致。150人規模の沿岸監視部隊とレーダー基地。

島は賛否両論で別れる。島が変わる前の基調な3年間の記録。

日時 2月7日(土)18時50分~21時15分(18:30開場)(145分上映)

会場 せんだいメディアテーク7階スタジオシアター

上映ドキュメンタリー映画「はての島のまつりごと」

入場料 1200円問い合わせ先 「はての島のまつりごと」製作委員会

☎090-3877-1494

**(これからの企画) 2・11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民  
集会「正義と平和が抱き合う時—いがみ合いの向こう側を目指して」**

日時 2015年2月11日(水)午後1時半から (開場午後1時)

会場 仙台市民会館小ホール

午後1時10分から、苫米地サトロさん・宮城のうたごえの歌があります。

演題 「正義と平和が抱き合う時—いがみ合いの向こう側を目指して」

講師 浜矩子さん(同志社大学大学院教授・エコノミスト)。アベノミクスをア  
ホノミクスと批判する。その根拠をしっかりと勉強しましょう。

※ 集会終了後(午後4時ころから)デモ行進があります。ふるってご参加を。

※ 託児を行います。費用は無料。当日受付にお申し付けください。

**(これからの企画) うたごえで綴る「戦争体験」  
大震災から4年目の今年、再建を果たした山元町憲法9条の会の企画**

大震災で会長が亡くなり、事務局長は家が使えなくなり転居。苦難の山元町  
憲法9条の会が再建第一回目の集まりを開催します。

と き 2月14日(土)午後1時30分~3時30分

ところ 山元町「合戦原学堂」(国道6号線。宮城病院前)

内 容 「うたごえで綴る『戦争体験』」

出演 退職女性教職員の会(宮城白萩の会)中央支部など

連絡先 事務局長三浦(080-5228-6365)

**(これからの企画) [第三次安倍政権の発足と日本の平和]  
宮城女性九条の会の第30回憲法講座**

突然の総選挙で、与党は改選前と同じ3分の2の議席を確保、安倍首相は選挙  
期間中触れることのなかった2年間のすべての政策が支持されたと公言。はた  
してそうか?アベノミクスも「弱気をくじき強きを助ける」ものなのか!?

日時 2015年2月14日(土)13時半~15時半

会場 仙台市青葉区中央市民センター(青葉通り・東二番町にある東二番町小  
学校校舎の隣です。☎022-223-2516 (なお駐車場はありません)

演題 「第三次安倍政権の発足と日本の平和」

講師 山田忠行弁護士(弁護士)

主催 宮城女性九条の会

連絡先 090-5832-6836(鹿戸) 022-241-0429(門脇)

(これからの企画) [核兵器の非人道性と国際人道法違反について] (講演会)  
被曝 70 年 一刻も早い核兵器廃絶を

日時 2月28日(土)14時40分から

会場 貝ヶ森市民センター (青葉区貝ヶ森1丁目4-6)  
(JR 仙山線東北福祉大前駅から徒歩5分)

演題 「核兵器の非人道性と国際人道法違反について」

副題 被曝 70 年 一刻も早い核兵器廃絶を

講師 宮原哲朗弁護士 (原爆症認定集団訴訟・全国弁護士連絡会事務局長)

主催 非核の政府を求める宮城の会

(杉山法律事務所事務所：電話 022-716-9555)

(これからの企画) 3月7日(土) 11時~「集団的自衛権行使容認  
の閣議決定を撤回させる集会」を開催!! ぜひ皆様のご参加を!

今政治の焦点となっている「集団的自衛権行使容認」の撤回を求める集会です!  
呼びかけ人は21名、いずれも「みやぎ9条懇話会」「宮城県内九条の会連絡会」  
「みやぎ憲法九条の会」のメンバー。

県内九条の会と9条懇話会の共同。「みやぎ9条懇話会」は憲法会議、護憲平  
和センター、憲法を守る市民委員会、戦争政策反対、宮城県生協連の5者で構  
成し、9条を守る活動を行っています。

テーマは今年最大の政治の最大焦点である「集団的自衛権行使容認の閣議決定」  
を撤回させること。5月からの安保法制の審議が始まります。集団的自衛権行使  
容認は戦争への一歩です。大集会を成功させましょう。

日時：2015年3月7日(土) 11時~12時集会。12時~13時パレード行進

開場：仙台市市民広場(仙台市役所の南側。市役所と東一番町の間)

内容：11時~11時30分 ミニライブ(佐藤和丸さんのお話)。音楽も予定。

11時30分~12時 集会。集団的自衛権行使容認の情勢報告など。

12時~13時パレード(行進) 13時ころ、解散予定です。

- ・各人、各組織が自分たちの要求をもって参加することはOKです。
- ・呼びかけ人会議代表は後藤東陽さん。呼びかけ人21名(浅野富美枝・安孫子麟・阿部長壽・板垣乙未生・稲垣達也・鹿野文永・河相一成・川井貞一・木村春雄・清藤恭雄・後藤東陽・後藤不二夫・佐久間敬子・佐藤正弘・佐藤和丸・勅使河原安夫・戸枝慶・樋口辰子・布田秀治・宮本弘・山形孝夫)

県民のみなさん、ぜひご参加ください!

## 福島原発事故を忘れない 女川原発の再稼働を許さない！

### 3・21 みやぎアクション

「ふるさとを放射能から守ろう」を合言葉に、「3・21 みやぎアクション」が開催されます。脱原発に向けて！

日時 3月21日(土)12時～(雨天決行)

12時～ ブース開店(～15時)

13時～ 第一部 ライブパフォーマンス

14時～ 第二部 野外集会

15時～ アピール行進

- ライブパフォーマンスは「制服向上委員会」と「橋下美香」。制服向上委員会をご存知ですね。宮城にも何回か来ています。今年の5・25集会でも。
- 橋本美香さんはシンガー・ソングライター。制服向上委員会の会長としても活動、またシンガー・ソングライターとしても大活躍！
- 「みやぎ☆割烹着～す」も登場します。
- 「集会」：福島の檜葉町「福島原発告訴団副団長」佐藤和良さんが話します。
- 成功のために賛同金も募集中！

主催 女川原発の再稼働を許さない！2015みやぎアクション

問い合わせ：022-373-7000 篠原

## (これからの企画) 仙南地域九条の会が団結して開催！

### 4・4「2市7町で平和憲法大講演会 in 仙南」の開催！

仙南地域の九条の会は16の九条の会が、共同で大講演会を開催します。白石九条の会が呼びかけ、2市7町の九条の会12と憲法九条を守る首長の会、みやぎ農協人九条の会、宮城県内九条の会連絡会、みやぎ憲法九条の会の合計16が集まって、講演会を企画しました。隔週、実行委員会を開催して準備中！

1. 日時 2015年4月4日(土)13時半～16時半(時間は予定)
2. 会場 大河原えずこホール
3. 開催内容
  - (1) 講演・演題「今こそ、9条が生きる時」  
講師 小森陽一さん(東大大学院名誉教授・九条の会事務局長)
  - (2) 宮城のうたごえ合唱団の歌声
  - (3) 仙南各域の九条の会から報告「今私たちは、こんなことをやっています！」
4. 呼びかけ人：川井貞一さん(元白石市長・憲法九条を守る首長の会会長)、後藤東陽さん(写真家・みやぎ憲法九条の会代表)、北条裕士さん(仙南九条の

会連絡会会長・医師)。

- 5 (主催九条の会) ①白石九条の会②角田九条の会③柴田九条の会  
④大河原 9 条の会⑤柴田協同クリニック九条の会⑥蔵王準備会  
⑦村田準備会⑧七ヶ宿準備会⑨川崎町準備会⑩丸森準備会  
⑪生協仙南九条の会⑫仙南青年九条の会 9 JOHN⑬宮城県内九条の会連絡会  
⑭憲法九条を守る首長の会⑮みやぎ農協人九条の会⑯みやぎ憲法九条の会、  
以上 16 の 9 条の会主催。

(協賛) 宮城県母親大会連絡会・白石・大河原・柴田・村田各母親連絡会

- 今年の「つどい」で講演して下さった小森陽一さんが講演します。

格調高い講演をぜひお聞きください。

(これからの企画) 数学教育協議会第 63 回全国研究大会。

樋口陽一さんが講演します。

「70 回目の 8 月 15 日を前に憲法を考える」

数学教育協議会は 8 月 3 日 (月)、第 63 回全国研究大会を開催します。

「市民に贈る夕べ」を市民向けに開放します。講師は仙台出身の樋口陽一さん  
(東北大学名誉教授・東京大学名誉教授)。皆さん、ご参加ください。

日時 8 月 3 日 (月) 開場 17 時 30 分。18 時数学教育協議会開会行事、  
18 時 30 分講演の開演。20 時終了。

会場 東京エレクトロンホール宮城大ホール (旧県民会館)

参加費 無料。どなたでも参加できます。

主催 数学教育協議会

後援 宮城県教育委員会・仙台市教育委員会、マスコミ各社が後援しています。

(活動報告) 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する仙台弁護士会など主  
催の講演会、開催、370 名が学びました。

仙台弁護士会、日弁連、東北弁護士連合会の三者が主催。1 月 17 日(土)午後、  
フォレスト仙台ビルで開催しました。400 人の会場がほぼ一杯の 370 名が参加。  
樋口陽一さんと柳沢協二さんの講演。お二人の話は集団的自衛権容認問題の本  
質を突いた話、参加者は深く学ぶことが出来ました。

午後 3 時ころからパレードを行いました。

**(活動報告) 1月7日、新春仙南地域の「仙南九条の会連絡会」が交流集会！  
会場いっぱいの110名超が集まり、話し合いました。**

仙南9市町の「仙南九条の会連絡会」は4月4日に大河原のえぞこホールで講演会を開催します。「平和憲法大講演会 in 仙南」

呼びかけ人は白石の川井貞一元市長、柴田の北条裕士しばた協同クリニック院長、みやぎ憲法九条の会の後藤東陽代表の3人。仙南9市町の9条の会12と広く県内で活動を展開している4つの合計16で計画。これに地元の母親大会連絡会が協力態勢をとってくれました。

「平和憲法大講演会 in 仙南」を成功させるための「交流集会」が1月7日(水)大河原で開催。115名が集まり、活発な意見交換が行われました。

- ・ 地元の大河原9条の会の居坂さんが司会
- ・ みやぎ憲法九条の会の後藤東陽さんが開会のあいさつ
- ・ 今までの活動状況を白石の幕田和子さんが報告
- ・ 川井元市長の講演に先立ち、山元町の元町長森久一さんが講師を紹介。川井貞一元市長の豊富な実績を紹介しました。
- ・ 白石の川井貞一元市長が30分に亘り、講演。特に3点を指摘。
  - ①「住民の安全安心を守るのが首長の役割」と首長の役割を指摘。
  - ②典型的事例としての小原産廃処理場問題での闘いを紹介。
  - ③「住民の安全安心」を守り抜く砦は憲法九条（平和憲法）。20年に及ぶ川井会長の市長経験を豊富な事例で話されました。

「箱モノ行政と違うことをしていたんだ」とか「川井市長さんは難しい人、高くとまる人と思っていたが違っていた。嬉しかった」などの声が出ました。

- ・ その後はリレートーク。「こんなに九条の会があったのか？」とか「あの町でも作ろうとしていたとは！」とか驚きの声が上がりました。

特につい先日結成したばかりの「蔵王町憲法九条の会」や「仙南青年九条の会」にはひととき大きな拍手がた。川崎町、村田町、七ヶ宿の準備会も初めて公の場で準備状況を報告、決意を述べました。言者は20名にもなりました。

最後に、全員で4月4日の集会を成功させることを誓い合いました。



開会のあいさつ：後藤東陽さん



講演する川井貞一元白石市長

**(活動報告) 9条を守る加茂の会「憲法9条ってなにっしょ？」N031  
「劣化するこの国のメディアが伝えない被災地の現実」**

九条を守る加茂の会は1月18日午後、元NHK職員のジャーナリスト松舘忠樹氏を迎え、「学びの集い」を開きました。松舘氏は、「劣化するこの国のメディア—メディアが伝えない被災地の現実」と題し、大きく分けて二つのテーマで講演を行いました。87名が参加しました。

一つは、東日本大震災の復興の現実として、蒲生干潟などの沿岸被災地の復興事業が、集団移転事業やマンモス防潮堤の建設など惨事便乗型“復興”で、必ずしも住民の希望を反映していないと指摘しました。その中で、高校生などの若い世代が地域の再生に立ち上がっていることが一つの救いであると語りました。もう一つは、マスメディアが権力に屈していった過程を1918年の白虹事件から説き起こして、戦時中の翼賛新聞、ラジオに至った過程を解明しました。その上で、メディアには、「書く事は必ずしも真実ではない」、「勝ち馬に乗る」「弱者に寄り添う」は必ずしもその通りではない」という属性があることを知るべきと強調しました。また、最近起こった朝日新聞攻撃やヘイトスピーチの問題は、結局は戦争責任を曖昧にしてきた結果だと述べました。

講演後、活発な質疑応答があり、多くの人々が最近のマスコミの権力迎合姿勢を心配していることを示しました。

(写真は加茂九条の会の「学びの集い」。奥のマイクを持つ人が松舘さん)



**(活動報告)名取九条の会第7回憲法プラザ  
憲法プラザに20人参加**

1月22日午後の名取九条の会の第7回憲法プラザには、雨の中にも関わらず20名が参加しました。



後藤代表が準備した学習資料の簡単な説明の後、「土と兵隊」のDVDを鑑賞し、「戦時中の映画ということで、反戦意識が明確に示されたものではないが、戦争の悲惨さ、絶対服従の軍隊の非人間性が出されていたこと。」などの感想を述べ合った。

17日に行われた弁護士会主催・新春憲法の集い「集団的自衛権問題を斬る」での樋口陽一さんと柳沢協二さんの講演に参加した方の感想では、「いま一番安倍政権にブレーキをかけているのは、アメリカと天皇かもしれない」という柳沢さんの話を聴いて、ものの見方・考え方を勉強した。などが出されました。

この日の参加者は20名といつもより5~6名少なめでしたが、今年の「宮城のつどい」を機会に名取九条の会に賛同した、新しい会員の方3名が参加。

事務局・世話人としては大変うれしい憲法プラザとなった。

**(活動報告) 宮城マスコミ九条の会主催「公共放送のあり方を考える」講演会  
元NHK盛岡放送局長伊東周平さん**

1月24日、「宮城マスコミ九条の会」は公共放送のあり方を考える集いを開催、75名が集まりました。

元NHK盛岡放送局長の伊東周平さんが一年前、NHKの会長に就任した舛井勝人会長が「政府が右ということをして左というわけにはいかない」などということに触れながら、「放送とは公共性を持つものであり、権力の監視をするところだ。NHKの場合は予算が国会承認ということになっている。その国会は与党の自公が3分の2以上を占めており、どうしても与党にすり寄りがちになる。会長や経営委員の人事を公募推薦制にするなど、広く視聴者が関わる仕組みを作ることが大切だ」と指摘しました。



マスコミ九条の会の集会の様子



講演する伊東周平さん（元NHK盛岡放送局長）



## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（18）

2015年2月1日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

### 二 従軍慰安婦問題と河野談話

（1）従軍慰安婦問題は、1993年8月4日河野談話が発表されて以来、大きな政治問題となった。2014年3月3日、安倍首相は、村山富市首相談話の立場を継承するかとの問いに対して、植民地支配や侵略を認めた部分を省略し読み上げ「これが政権の立場だ」と答弁したという（2014年3月4日赤旗）。では省略した部分を掲記すれば「遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで、国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって」の部分であり、「わが国は多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えました」と読み上げた。

これでは国民を侵略戦争に強引に引きずり込み、アジア諸国に甚大な犠牲を強いた日本と言う国への反省も謝罪の意味も表現されていないというべきである。

しかも1月、NHK会長に任命された舛井勝人氏は、就任記者会見で「従軍慰安婦問題はどこの国でもあった」と発言し、「河野談話」を事実上否定した。

（2）では「河野談話」とは如何なるものか。掲記する。

### 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話

平成5年8月4日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題で

ある。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多（あまた）の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

(3) この河野談話のポイントは、従軍慰安婦は甘言や弾圧により強制的に拉致され、軍の管理下で性の奉仕を強制されたこと、そして心身共に大きな痛手を受け、名誉と人格を侵害されたことを認めていることである。

この「河野談話」は、現地での聞き取り調査を主としていた。しかし、だからといって従軍慰安婦の存在を否定することは誤りである。なぜなら、聞き取り調査も価値があるのである。古来、権力者は正しい歴史を偽造し、隠蔽するために、正確な文書を残しはしない。支配者は逆に、自らの権力の正当性を証明するために往々にして虚偽の文書を意図的に残すのである。とすれば虚偽の一片の文書に優るのは被害者当事者からの聞き込み調査である。従軍慰安婦問題の「真実」は、被害者やその家族など人民のオーラルヒストリー（証言）によって明らかにされたのである。

#### 四 2014年4月

2014年4月に生じた主な事象は、特定秘密保護法の監視機関問題、靖国神社参拝問題、教育改革問題、武器輸出三原則の撤廃、原発依存度低減から再稼働へ、である。そこでこの順に従い、その動きの内容と本質について述べることにする。

##### 一 特定秘密保護法の監視機関

(1) 特定秘密保護法について、自民党と公明党の「国会及び政府の情報機7能の強化に関するプロジェクトチーム」が4月16日政府の秘密指定が妥当かどうかを国会がチェックする仕組みについて議論を開始した。

しかし両党の各案には相当隔りがある。

第一に名称である。自民党案では情報審査会、公明党案では両院情報委員会。第二に、監視の頻度である。自民党案では、常任・特別委員会の要請を受けて随時開催。公明党案では、政府の秘密指定の適用を常時監視。第三に監視の内容である。自民党案では、特定秘密の妥当性についての意見は言うが、強制権はない。公明党案は、特定秘密の提供を政府に要求。運用面で改善すべき点を勧告する。提出を拒否された場合、政府の判断の妥当性も審査。第四に協議方法である。自民党案では、非公開の秘密会。漏らした場合の罰則

を規定。公明党案では、非公開の秘密会。漏らした場合の罰則を規定。第五にメンバー構成である。自民党案では、正副議長、議院運営委員長、関係する常任・特別委員会の委員長と与野党の筆頭理事。公明党案では、15人（衆8名、参7名）で会派の議席数に応じて委員を割り当てる（4月17日赤旗）。

（2）右にみたように両案には相違があるが、それは表面的な違いである。なぜなら両案共に政府の特定秘密指定を拒否し是正する権限が国会にはないからである。つまり両案は、政府の特定秘密指定につき、国会を阻外する点では共通しているのであり、国会の最高機関性を無視するものである。

さらに、特定秘密保護法には、特定秘密の指定・解除につき、統一的運用を図るための基準を定めるとしている（第18条）。しかし、統一的基準の立案・作成者は政府とされている。そして政府は、秘密指定の妥当性を確認する「情報監察室」を内閣府に、府省庁の事務次官級が相互に点検する「保全監視委員会」を内閣官房に、それぞれ設置するという仕組みを作ろうとしている。

しかし、このような仕組みでは、国会は勿論のこと、首相に直結する内閣府ないし内閣官房の一存で特別秘密が指定されることになること必定である。正に恐るべきことである。

## 二 靖国神社参拝問題と河野談話

（1）安倍首相は、4月21日、春の例大祭に靖国神社を参拝した。第二次安倍内閣としては、一昨年（2013年）12月26日に次ぐ二回目の参拝である。その問題点については既に述べたので省略したい。しかし一点だけ指摘しておきたい。首相として靖国神社に参拝することは日本の戦争責任を認めず、アジア諸国への侵略を否定するものだとしたことである。そしてアメリカ、ロシア、中国、韓国、北朝鮮、アジア諸国から厳しい批判が相次いでなされている中で、何故安倍首相は靖国参拝を繰り返し行うのか。

恐らく、安倍首相は、第二次大戦後に国際的に形成された民主主義的国際秩序を破壊し、自らの手によって、米日を盟主とする新しい国際関係ないし世界秩序を作り、世界に君臨したいという不遜な帝国主義的な野望を持っているからではないだろうか。

（2）この野望と対極的なのは、先に述べた河野談話（1993年）であり、次に掲げる村山談話（1995年）であると思う。そこで村山談話の全文を掲記することにしたい（「世界」2014年9月号より）。

### 「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(村山談話)

1995年8月15日

先の大戦が終わりを告げてから、50年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様1人1人の英知とたゆみない努

力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げるに至ったことを、心から喜びたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことでもあります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

「杖るは信に如くは莫し」と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。

この談話の核心は、「敗戦の日から50周年を迎えた今日、我が国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し……国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。」という点である。安倍首相の野望とは対極的であると考えられる。

### 三 武器輸出三原則の撤廃

(1) 安倍首相は、4月1日、「武器輸出三原則」を47年振りに全面改定し、新たな輸出ルールとして「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。

従来の三原則は、1967年に佐藤内閣によって定められたものであり、禁輸対象を、①共産圏、②国連決議で禁止された国、③国際紛争の当事者やその恐れのある国とするものであった。1976年に三木内閣によって全面禁輸に拡大し、その後は例外を認めるようになった。

(2) 今回の「防衛装備移転三原則」と新三原則の意味を探るためにも新三原則の要旨を掲記する。

### 防衛装備移転三原則と同原則の「運用指針」要旨

政府が1日に閣議決定した「防衛装備移転三原則」と同原則の「運用指針」の要旨は次の通り。

#### ●三原則

防衛装備の海外移転は、国際的な平和と安全の維持の積極的な推進や米国などとの安全保障・防衛分野の協力強化に資する。

防衛装備の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応。

国際共同開発・生産が主流となっていることに鑑み、防衛生産・技術基盤の維持・強化、防衛力の向上に資する。

(原則1) 移転を禁止する場合。①日本が締結した条約や国際約束に違反する場合②国連安保理決議に違反する場合③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和および安全を維持・回復するため、国連安保理が取っている措置の対象国)への移転となる場合。

(原則2) 移転を認める場合①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合②米国など安全保障面で協力関係にある諸国との国際共同開発・生産、安全保障・防衛協力の強化、装備品の維持を含む自衛隊の活動・邦人の安全確保一の観点から日本の安全保障に資する場合。

重要な案件は国家安全保障会議で審議。同会議で審議された案件は情報公開を図る。

(原則3) 目的外使用、第三国移転、防衛装備の海外移転に際しては、原則として目的外使用、第三国移転について、相手国政府の事前同意が必要。ただし、①平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合②部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合③部品等をライセンス元に納入する場合一などは除く。

#### ●運用指針

「防衛装備の海外移転を認め得る案件」

▽国際共同開発・生産に関する海外移転

▽米国などとの安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、①物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく海外移転②米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供③米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供④日本と安全保障面で協力関係がある国への救難、輸送、警戒、監視、掃海などの防衛装

#### 備の海外移転

▽自衛隊を含む政府機関の活動、邦人の安全確保のために必要な海外移転

「定期的な報告」

経済産業相は、防衛装備の海外移転について年次報告書を作成し、公表。

(3) 新三原則の要点は、①移転（輸出）を日本の安全保障に資する場合へと拡大したこと、②目的外使用及び第三国移転の例外を広げたこと（これにより、日米が共同開発した武器を米国が日本の事前同意なしに他国に売却が可能となったこと）。

このように新三原則は、武器輸出を大きく拡大した。では安倍内閣は何故武器輸出拡大を狙うのか。その背後には「死の商人」ともいうべき財界勢力が控えているからである。例えば新聞の報ずるところによれば、安倍首相が2013年4月から2014年1月にかけて行った外遊に日本経団連会長や同連合会の地域別組織のトップを筆頭に、のべ338社・団体943人が参加した。軍需メーカーが主たるものである。なお軍需産業と安倍政権との深い癒着関係については「経済」2014年8月号37頁以下参照。

#### 四 原発依存度低減から再稼働へ

(1) 安倍内閣は、4月11日「新エネルギー基本計画」を閣議決定した。今回の計画は第四次の計画で、前回は2010年民主党政権下で策定され、原発は「基幹エネルギー」と位置づけられ、国全体の発電電力量の50%にする目標を掲げていた。

その後、2011年3月11日、東日本大震災が起き、福島第一原発事故が起きた。では今回の計画に福島第一原発事故の教訓は生かされているのであろうか。

まずは参考のため今回の計画の要旨の全文を掲記し、その後に批判的検討を行うことにする。

(2) 新エネルギー計画の要旨（赤旗4月12日）

##### 新エネルギー基本計画の要旨

- 一 福島の復興・再生を全力で成し遂げる。東日本大震災前に描いたエネルギー戦略は白紙から見直す。
- 一 原発はエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。
- 一 原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた場合、その判断を尊重し原発の再稼働を進める。国も前面に立ち、立地自治体の理解を得るよう取り組む。
- 一 原発依存度は、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入などで可能な限り低減させる。安定供給、コスト低減などの観点から、確保していく規模を見極める。
- 一 核燃料サイクル政策は、再処理やプルサーマルなどを推進し、中長期的な対応の柔軟性を持たせる。もんじゅは廃棄物の減容・有害度の低減などのための国際的な研究拠点と位置付け、研究計画の成果の取りまとめを目指す。
- 一 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の立地選定で、国は科学的により適性が高いと考えられる地域を示し、立地への理解を求める。

- 一 再生可能エネルギーは重要な低炭素の国産エネルギー源である。
- 一 再生エネルギーは 2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進する。これまでの基本計画を踏まえて出した水準（20 年に 13.5%、30 年に約 2 割）をさらに上回る導入を目指す。
- 一 再生エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化する。
- 一 電源構成は、原発の再稼働、再生エネルギーの導入、地球温暖化の国際的な議論の状況を見極めて速やかに示す。
- 一 国と電力会社は「安全神話」に陥り、悲惨な事態を防げなかった深い反省を一時たりとも放念してはならない。
- 一 水素社会の実現に向けて取り組みを加速する。
- 一 再生エネルギー・省エネルギー技術・原子力などのインフラの国際展開を推進する。
- 一 電力、都市ガスの小売りを全面自由化する方針。エネルギー市場を統合し、総合エネルギー企業への発展を促す。

### （3）批判的検討

今回の計画の基本方針は、第一に原発を活用し、その為に原発の再稼働を積極的に推進すること、第二に水素社会の実現に取り組むとこととの二点である。

この計画の背後には、原発技術を世界諸国に売り物にする巨大資本の要求があり、安倍内閣はそれに操作され、原発再稼働に乗り出したとみるべきであろう。

現に 4 月 2 日、衆議院外務委員会で、日本が原発をトルコ、アラブ首長国連邦両国に輸出できるようにする原子力委協定が締結・可決され、4 月 18 日国会で承認された。

この協定は、両国の原発建設計画に日本企業が参入し、核物質の原子炉、原子力関連技術を輸出するための法的枠組みを定めたものであり、安倍政権の成長戦略の柱の一つであるとされているのである。

しかし、トルコは地震国であり、また住民の 8 割が反対している。しかも原発建設は、高額のコストが必要なものであり、しかも完成した技術とはいえ、事故による巨大災害は必ず起こるのである。つまり原子力は、人間の命を犠牲にする最悪のエネルギーというべきである。従って人間の命をいわばゼロと換算して始めて成り立つのが原発である。火山列島である日本やトルコを原発列島にすることの愚かさは、人民の怒りをかうこと必定である（4 月 3 日赤旗）。

なお原発再稼働と原発輸出を目論む安倍政権の背後にいる「原発利益共同体」の奇怪な動きについては「前衛」2014 年 4 月号、5 月号参照。（以下次号）

### みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台ビル 5 階

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160

URL <http://www.9jou.jp/> E メール [info@9jou.jp](mailto:info@9jou.jp)